

大仙市債 - 2197
令和6年10月31日

債権回収関連事業者、弁護士 各位

大仙市市民部債権管理課長

債権回収業務に関する情報提供依頼

大仙市における各種債権において、回収困難なケースに対する業務の効率化、安定化を目的とし、債権回収事業者への業務委託を検討しています。

つきましては、情報をお持ちの事業者より、業務の提案を頂きたいのでよろしくお願ひします。

・主な債権

◎強制徴収公債権

- ・各種市税・国保税
- ・下水道受益者負担金
- ・下水道使用料
- ・生活保護法返還金

◎非強制徴収公債権

- ・農業集落排水使用料

◎私債権

- ・各住宅整備資金貸付金
- ・奨学資金貸付金
- ・市営住宅使用料・同駐車場使用料
- ・診療報酬個人負担金（入院）
- ・上水道料金・簡易水道使用料
- ・給食費納付金

等

・提供を依頼する情報の範囲

業務を委託する場合の諸条件、委託費用、事例、取り扱える債権の種類 など

債権回収以前の調査業務のみである場合や、相談業務、研修講師としての情報でも結構です。

・情報提供資格者

弁護士、法的に認められている事が証明出来る債権回収事業者など

・情報提供受領期間

令和6年10月31日から令和6年11月20日 まで

(期間外でも受け付けられる場合があります)

・情報提供の受領方法

様式などの指定はございません。必要により追加資料の要望する事があります。

◎電子メール

saiken@city.daisen.lg.jp

◎郵送

014-8601 秋田県大仙市大曲花園町1-1

大仙市市民部 債権管理課 情報提供依頼担当 宛

・質問など

連絡先までお寄せください。

・補足

1. ご提供頂いた資料については、本目的以外では使用しません。
2. 情報提供に際して発生する費用は、貴社の負担となります。
3. 本情報提供依頼は、業務改善の検討に使用することを目的としており、契約の意図や意味を持ちません。
4. ご提供頂いた情報・資料については、公文書として受理します。
5. ご提供頂いた情報・資料を、本市および関係する公共団体においてコピー・共有する場合があります。特別な価格など、共有を望まない情報については、秘匿情報を明記していただく事で外部への開示を行いません。
6. ご提供頂いた情報・資料については返却しません。

・連絡先

秋田県大仙市大曲花園町1-1 大仙市市民部 債権管理課

電話番号 0187-63-1111(117)

電子メール saiken@city.daisen.lg.jp

担当 藤井